

野辺地町長

申込者（所有者等） 〒 \_\_\_\_\_  
住 所  
ふりがな  
氏 名 ㊟

空き家・空き店舗バンク物件登録申込書

空き家・空き店舗バンクへの物件登録をしたいので、野辺地町空き家・空き店舗バンク制度実施要綱第4条第1項の規定により、物件登録カードを添えて次のとおり申し込みます。

1 契約交渉に関わる全てについて、野辺地町と協定を締結した仲介事業者に仲介を依頼します。

[仲介事業者の選択]

希望する仲介事業者があるとき	<input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ 上記の中から1社選択してください。
希望する仲介事業者がないとき	<input type="checkbox"/> 町に一任する 町が、町内宅地建物取扱業者の中から1社選択します。

2 物件所在地

野辺地町字 \_\_\_\_\_

3 同意事項

- (1) 登録する情報の詳細な調査（立入調査、写真撮影その他物件の確認に必要な調査）を町及び仲介事業者が実施すること。
- (2) 登録した空き家等の情報及び現況写真について、町が管理するホームページ等で公開すること。
- (3) 利用希望者及び仲介事業者に対して、登録された物件の所有者等及び詳細な概要等の情報を提供すること。
- (4) 仲介事業者を介して行う利用希望者等との交渉及び契約並びにそれらに関わる疑義・紛争等に関して、町が一切関与しないこと。
- (5) 登録申込物件の確認のため、町が固定資産税課税資料を閲覧すること。

4 誓約事項

空き家・空き店舗バンクの利用を通じて得た情報について、空き家・空き店舗バンクの利用目的以外に利用しないこと。

※裏面の注意事項をお読みください。

※注意事項

1. 登録申込物件について、町と協定を締結した仲介事業者（表面「仲介事業者選択」欄参照）以外の不動産業者等と「専属専任媒介契約」又は「専任媒介契約」を締結している場合は、当バンクへ物件登録することはできません。
2. この登録申込書の提出によりバンク登録されるわけではありません。書面審査及び物件調査等の結果によっては、バンク登録できない場合もあります。
3. この申込書に記載された個人情報については、野辺地町個人情報保護条例（平成2年野辺地町条例第2号）に基づき、本事業の目的以外に使用しません。
4. 登録の申込み後、町と協定を締結した仲介事業者による物件調査を行います。
5. 町は、情報提供や必要な連絡調整等を行います。所有者等及び利用希望者並びに仲介事業者と行う交渉や契約に関する仲介行為は行いません。
6. 物件の取引が成立した際に、仲介事業者に対し、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく報酬（仲介手数料）の支払いが必要となる場合もあります。